

○村山市都市公園条例

(昭和44年3月25日条例第12号)

改正	昭和46年3月26日条例第13号	昭和51年3月23日条例第13号
	昭和52年3月23日条例第8号	昭和54年3月22日条例第13号
	昭和58年3月23日条例第9号	昭和60年3月28日条例第9号
	平成元年3月24日条例第12号	平成9年3月28日条例第6号
	平成10年3月25日条例第14号	平成12年3月24日条例第29号
	平成13年3月23日条例第12号	平成14年3月28日条例第10号
	平成15年3月19日条例第11号	平成17年3月24日条例第23号
	平成18年3月23日条例第29号	平成25年3月26日条例第13号
	平成26年3月26日条例第11号	平成31年3月22日条例第10号
	令和元年6月17日条例第4号	

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第3条第1項及び第4条第1項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第13条第1項の規定に基づき、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準並びに特定公園施設(高齢者移動等円滑化法第2条13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)の設置基準を定めるとともに、法及びその他法令に定めるもののほか、本市の都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

一部改正 平成25年条例13号

(都市公園の設置基準)

第1条の2 市長は、都市公園を設置する場合においては、規則で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

追加 平成25年条例13号

(公園施設の設置基準)

第1条の3 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他規則で定める特別の場合においては、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。

追加 平成25年条例13号

(特定公園施設の設置基準)

第1条の4 高齢者移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる特定公園施設について、規則で定めるものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場
- (2) 屋根付広場
- (3) 休憩所及び管理事務所
- (4) 野外劇場及び野外音楽堂
- (5) 駐車場
- (6) 便所
- (7) 水飲場及び手洗場
- (8) 掲示板及び標識

- 2 前項の規定による基準は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。

追加 平成25年条例13号

(公園施設に関する制限等)

第1条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第2条 削除

削除 昭和54年条例13号

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること
- (4) ごみその他汚物を捨てること
- (5) 広告又はこれに類するものを掲示し、又は配布すること
- (6) 興行を行なうこと

- 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、公園管理上特に支障があると認める行為を禁止することができる。

一部改正 昭和46年条例13号

(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること
- (2) 業として写真、映画又はこれに類するものを撮影すること
- (3) 業として貸ボートを行なうこと
- (4) 競技会、展示会、その他これに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (5) 花火、キャンプファイヤー等のため、火気を使用すること
- (6) その他公園を用途外に使用すること

- 2 前項の許可を受けようとする者は、市長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- 3 市長は、第1項の許可は、公衆の利用に支障がないと認められる場合に限り与えるものとし、かつ、公園の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

一部改正 昭和46年条例13号

(許可の特例)

第4条の2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

追加 昭和54年条例13号

(利用の禁止及び制限)

第5条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき、又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設を設け及び管理させる者の資格)

第6条 市長が法第5条第1項の規定により、公園施設を設け、又は管理させることのできる者(以下「公園施設設置者等」という。)は、市内に住所又は主たる事務所を有する者でなければならない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の種類及び名称
- ウ 設置の目的
- エ 設置の場所及び期間
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理方法
- キ 工事実施の方法
- ク 工事着手及び完了時期
- ケ 工事費の調達計画
- コ 公園の復旧方法
- サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の種類及び名称
- ウ 管理の目的
- エ 管理の期間
- オ 管理の方法

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更理由
- エ その他市長が指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占有に係る物件」という。)の種類及び数量
- ウ 占有に係る物件の管理方法
- エ 占有に係る物件の工事の実施方法
- オ 占有に係る物件の工事の着手及び完了の時期
- カ 公園の復旧方法
- キ その他市長の指示する事項

3 法第6条第3項ただし書の規定する許可を要しないものは、次に掲げる変更とする。

- ア 占有に係る物件の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装
- イ 占有に係る物件の構造を変えない修繕

- ウ 占有に係る物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替
- エ その他許可に際し市長の指示する事項

一部改正 平成17年条例23号

(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計仕様書及び図面を添付しなければならない。

(有料公園施設)

第8条の2 市が管理する公園施設のうち、有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 有料公園施設として利用に供する日及び時間は、有料公園施設の目的に応じて市長が定める。
- 3 前項の規定により定められた日及び時間内において、有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

追加 昭和51年条例13号

(使用料等)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料及び占用料を納付しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により定められた日及び時間内において、有料公園施設を利用しようとする者は、別表第4に掲げる使用料又は入園料を納付しなければならない。

一部改正 昭和51年条例13号・60年9号・平成17年23号

(使用料等の徴収)

第10条 前条の使用料、占用料及び入園料(以下「使用料等」という。)は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第4条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用の期間(以下「使用期間」という。)が1年をこえない場合は、許可の際徴収する。

- 2 公園の使用期間が1年をこえる場合には、当該年度分は使用許可の際、当該年度以降の分については、1年分の使用料等を毎年4月に徴収する。
- 3 使用料等が年額で定められている場合において、使用期間に1年未満の端数を生じたときは、月割計算によるものとする。
- 4 使用料等が月額で定められている場合において、使用日数に1月未満の端数を生じたときは、日割計算によるものとする。
- 5 面積又は長さの計算において、1平方メートル又は1メートル未満の端数を生じたときは、これを1平方メートル又は1メートルとみなして算出するものとする。

一部改正 昭和51年条例13号

(使用料等の減免)

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の還付)

第12条 市長は、使用者等の責に帰することができない理由によつて公園を利用しなかつた場合のほか、既納の使用料等は還付しない。

(公園の区域の変更及び廃止)

第12条の2 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

追加 昭和54年条例13号

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第13条 第3条から前条まで及び第14条から第16条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

一部改正 平成17年条例23号

(使用権等の譲渡禁止)

第14条 公園施設設置者等又は使用者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定に基づく許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定に基づく許可に付した条件に違反している者
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により、この条例による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

一部改正 昭和54年条例13号・平成17年23号

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第15条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この条項において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管場所

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行われなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 保管した工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等(法第27条第5項に規定する所有者等をいう。)の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を公示すること。

追加 平成17年条例23号

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第15条の3 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、当該工作物等に係る取引の実例価格、使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額

の評価に関する事情を勘案してするものとする。

追加 平成17年条例23号

(保管した工作物等の売却の方法)

第15条の4 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

追加 平成17年条例23号

(届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をなした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を中止したとき及び法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき
- (3) 法第26条第2項又は第4項の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき

一部改正 平成17年条例23号

(指定管理者)

第17条 都市公園の設置の目的を効果的に達成するため、バラ交流館及びレストハウス東沢の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

全部改正 平成18年条例29号

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、公園施設の管理を行うものとする。

- (1) 開館する期間は、4月1日から10月31日までとする。ただし、公園内の状況により市長の承認を受けてこれを変更することができる。
 - (2) その他公園施設の管理上市長が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて公園施設を臨時に開館し、又は休館することができる。

追加 平成18年条例29号

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 公園施設の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか公園施設の管理に関し、市長が必要と認める業務

追加 平成18年条例29号

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条(第13条において準用する場合を含む。)各号のいずれかに掲げる行為

をした者

(2) 第4条第1項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで、同項各号のいずれかに掲げる行為をした者

- 2 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)の過料に処する。
- 3 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を過料に処するほか、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。

一部改正 昭和54年条例13号・58年9号・60年9号・平成10年14号・12年29号・17年23号・18年29号

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

一部改正 昭和58年条例9号・60年9号・平成10年14号・18年29号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
(村山市公園地使用条例の廃止)
- 2 村山市公園地使用条例(昭和29年村山市条例第52号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例施行の際、現に権原に基づいて行為をしている者は、当該行為期間中従前の条件により、当該行為の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和46年3月26日条例第13号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月23日条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、有料公園施設に関する改正規定は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月23日条例第8号)

この条例は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月22日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月28日条例第9号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月24日条例第12号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第6号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第14号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第29号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日条例第12号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第10号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月19日条例第11号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第23号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成17年5月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月23日条例第29号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 公園施設の管理を法人その他の団体であつて、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成25年3月26日条例第13号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(村山市市営住宅設置条例の廃止)
- 2 村山市市営住宅設置条例(昭和39年村山市条例第18号)は、廃止する。

(村山市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第3条の規定の施行日に既に存する施設で同条の規定による改正後の村山市下水道条例第23条の規定に適合しない部分がある場合においては、当該規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

(村山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 4 村山市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和61年村山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第22条及び第24条」を「第25条及び第27条」に改める。

附 則(平成26年3月26日条例第11号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第10号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月17日条例第4号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 削除

削除 昭和54年条例13号

別表第2(第9条関係)

公園施設の設置、公園の占用等の使用料

1 公園施設を設け、又は公園を占用する場合

(1) 面積を単位として利用を認める場合

区分	単位	金額
年をもつて許可するもの	1平方メートル1年につき	550円
月をもつて許可するもの	1平方メートル1月につき	22円
日をもつて許可するもの	1平方メートル1日につき	55円

(2) 個数を単位として利用を認める場合

1個1年につき 550円

(3) 長さを単位として利用を認める場合

1メートル1年につき 55円

(4) 電柱(支柱・支線を含む。)及び鉄塔

1本1年につき 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に掲げる額

2 公園施設を管理する場合

1平方メートル1年につき 550円

3 第4条第1項第1号から第5号までに掲げる行為

行為の別	単位	金額
行商、募金その他これに類する行為	1人1日につき	330円
業としての撮影行為	写真撮影	1人1日につき 330円

	映画、テレビ撮影	1日につき	2,200円
貸ボート		1隻1月につき	110円
競技会、展示会等		1日につき	2,200円

全部改正 昭和51年条例13号、一部改正 平成元年条例12号・9年6号・13年12号・17年23号

別表第3(第8条の2関係)

有料公園施設

施設の属する公園の名称	施設の名称
東沢公園	東沢バラ園
	野外音楽堂
	体験学習室

追加 昭和51年条例13号、一部改正 昭和58年条例9号・60年9号・平成13年12号・17年23号

別表第4(第9条関係)

有料公園施設使用料、入園料

施設の名称区分	使用区分		金額	摘要
東沢バラ園入園料	大人	1人1回	600円	1 15人以上の団体の入園料は、1人1回につき大人500円、小・中学生200円とする。
	小・中学生	1人1回	300円	
野外音楽堂使用料	半日		330円	1 1日とは、4時間を超え8時間を超えない場合をいい、半日とは、4時間を超えない場合をいう。 2 夜間使用の場合は、電力料の実費を徴収する。 3 器具使用料は、550円以内で別に定める。
	1日		550円	
体験学習室	午前9時から正午まで		310円	
	正午から午後6時まで		310円	
	午後6時から午後9時まで		310円	

追加 昭和51年条例13号、一部改正 昭和52年条例8号・58年9号・60年9号・平成元年12号・9年6号・13年12号・14年10号・17年23号・26年11号

○村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
(平成17年12月16日条例第33号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (3) 申請の資格
- (4) 申請受付期間
- (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (6) その他市長等が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、その旨を申請しなければならない。

- (1) 管理業務の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が定める書類

(選定方法等)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設の運営が利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に適合するものであること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると判断したときは、第2条の規定による公募によらず、本市が出資等している法人又は公共団体若しくは公共的団体(次項において「出資団体等」という。)を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うとともに、前条各号に照らし総合的な判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、前2条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない。

(協定の締結)

第7条 市長等は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と管理に関する協定を締結しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても当該賠償の責を負わない。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、年度が終了したとき、又は年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、市長が別に定める日までその管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料及び利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために必要な事項

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該管理しなくなった公の施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失により管理する公の施設を損壊し、又は滅失したときは、当該行為によって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(村山市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 村山市個人情報保護条例(平成17年村山市条例第3号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

○村山市個人情報保護条例

(平成17年3月24日条例第3号)

改正	平成17年12月16日条例第33号	平成19年3月23日条例第3号
	平成21年3月26日条例第3号	平成27年9月18日条例第23号
	平成28年3月18日条例第7号	平成29年6月13日条例第9号
	平成30年3月22日条例第2号	令和元年12月13日条例第21号

目次

第1章	総則(第1条－第4条)
第2章	実施機関における個人情報の取扱い
第1節	個人情報の取扱い(第5条－第10条)
第2節	個人情報ファイル(第11条)
第3章	開示、訂正及び利用停止等
第1節	開示(第12条－第18条)
第2節	訂正(第19条－第21条)
第3節	利用停止(第22条－第24条)
第4節	救済措置等(第25条・第26条)
第4章	事業者等における個人情報の取扱い(第27条・第28条)
第5章	雑則(第29条－第33条)
第6章	罰則(第34条－第38条)
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。

一部改正 平成27年条例23号

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体及び事業を営む個人に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員並びに当該事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁式方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（口に規定する個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15

年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

- (3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び上下水道事業管理者
- (5) 実施機関の職員 実施機関及びその委員等並びに実施機関の附属機関の構成員及び事務部局(教育委員会にあっては、学校その他の教育機関を含む。)の職員(副市長を含む。)
- (6) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。
- (7) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (8) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(村山市情報公開条例(昭和58年村山市条例第15号)第5条第1項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- (11) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (12) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図面の内容を記録するための処理を除く。
- (13) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって次に掲げるものをいう。
 - イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算処理し検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

一部改正 平成19年条例3号・27年23号

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適切

な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 当該個人情報本人、出版又は報道等により公にされているとき。
- (4) 本人の生命、身体、健康、財産又は生活の安全に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から直接収集することが困難なとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 国、他の地方公共団体その他の公共的団体から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村山市情報公開条例第16条に規定する村山市情報公開・個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報を取扱う事務の目的を達成するために公益上必要であると実施機関が認めるとき。

3 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為(以下この項において「申請行為」という。)により、当該申請行為を行おうとする者又は当該申請行為を行おうとする者以外のものに係る個人情報が収集されたときは、当該収集された個人情報は、前項の規定により収集されたものとみなす。

4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため公益上必要であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人へ提供するとき。
 - (2) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (3) 国、他の地方公共団体又は他の実施機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けるものが、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (4) 当該保有個人情報が本人、出版又は報道等により公にされているとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を利用し、又は提供することについて審議会の意見を聴いた上で相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により当該実施機関以外のものに対して保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該保有個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

一部改正 平成27年条例23号

(保有特定個人情報の利用の制限)

第6条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

追加 平成27年条例23号

(特定個人情報の提供の制限)

第6条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

追加 平成27年条例23号

(電子計算機の結合による提供の制限)

第7条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理に関して、法令等に定めがある場合及び総合行政ネットワークを利用する場合等公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられている場合を除き、電子計算機(入出力装置を含む。)と実施機関以外のもの入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得るものに限る。)を使用して、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

一部改正 平成27年条例23号

(適正管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 事務の目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新のものに保つこと。

(2) 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を未然に防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報の保有の必要がなくなったときは、当該保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的価値があるもの又は学術研究用の資料として特別に保有するものについては、この限りでない。

一部改正 平成27年条例23号

(委託又は協定に伴う措置等)

第9条 実施機関は、個人情報を取扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する場合及び村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第33号)第7条の規定により指定管理者と協定を締結する場合は、当該委託に係る契約又は当該協定の締結において、個人情報の保護のために、委託を受けた者又は指定管理者の指定を受けた者(以下「受託者等」という。)が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の受託者等は、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

全部改正 平成17年条例33号、一部改正 平成27年条例23号

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は前条の受託者等の事務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

一部改正 平成17年条例33号

第2節 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの登録及び閲覧)

第11条 実施機関は、保有個人情報のうち個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルの利用目的

(3) 個人情報ファイルを所管する組織の名称

(4) 個人情報ファイルに記録される個人の範囲

(5) 個人情報ファイルに記録される項目

(6) 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、個人情報ファイル登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報ファイルを廃止したときは、速やかに登録を抹消しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。)又は職員であった者に関する個人情報ファイルで、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - (2) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (3) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (4) 学術研究の用に供するため作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、保有特定個人情報については、法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「法定代理人等」という。)が本人に代わって開示請求することができる。

3 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人等)であることを証明するために必要な書類として実施機関で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

一部改正 平成27年条例23号

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、前条の規定に基づく開示請求があつた場合は、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれているときを除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。前条第2項の規定により法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人等)が本人に代わって開示請求する場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に

より開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認める情報

ハ 当該個人が地方公務員法第2条に規定する地方公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該地方公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

(6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

一部改正 平成27年条例23号

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保

有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、請求者から第12条の規定に基づく開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して14日以内に開示又は開示をしない旨の決定をし、当該請求者に対してその旨及び必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外のもの(国及び地方公共団体を除く。以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合は、実施機関は、第1項の決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報の開示を決定したときは、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により、開示を実施するものとする。

(1) 文書、図面又は写真に記録されている保有個人情報 閲覧又は写しの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の記録媒体に記録されている保有個人情報 実施機関が定める方法

2 実施機関は、前項に規定する閲覧による保有個人情報の開示の場合において、開示請求に係る保有個人情報が記録されたものを直接開示することにより当該保有個人情報が記録されたものの保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該保有個人情報が記録されたものの写しによりこれを行うことができる。

3 第12条第4項の規定は、第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求及び開示の方法の特例)

第18条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第12条第3項及び前条の規定にかかわらず、本人が直接開示請求をしようとするときに限り、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の開示請求があったときは、前2条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により、当該開示請求に係る保有個人情報を直ちに開示するものとする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第19条 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求(以下「訂正請求」という。)することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りではない。

2 前項の訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 訂正請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正を求める内容及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
- 5 第12条第2項及び第4項の規定は、訂正請求について準用する。
(保有個人情報の訂正義務)

第20条 実施機関は、訂正請求があった場合は、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正する権限がないときその他当該保有個人情報を訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしたときは、その旨を前条第2項に規定する者(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対して通知しなければならない。

一部改正 平成27年条例23号

(開示請求に関する規定の準用)

第21条 第16条第1項及び第2項の規定は、訂正請求があった場合について準用する。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第22条 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りではない。

- (1) 第5条の規定に違反して収集されたとき又は第6条第1項に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第6条第1項に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 前項の利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。
- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 利用停止請求を求める趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
- 4 第12条第2項及び第4項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第23条 実施機関は、利用停止請求があつた場合は、当該利用停止請求に係る保有個人情報について実施機関に利用停止する権限がないときその他当該保有個人情報を利用停止しないことについて正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を利用停止しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしたときは、その旨を前条第2項に規定する者に対して通知しなければならない。

(開示請求に関する規定の準用)

第24条 第16条第1項及び第2項の規定は、利用停止請求があつた場合について準用する。

第4節 救済措置等

(審査請求)

第25条 実施機関は、開示決定等について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、村山市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の内容の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

2 審査会は、前項の規定による諮問のあつた日又は意見を求められた日から起算して60日以内に答申又は意見を報告するよう努めなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する諮問に対する答申を受けたときは、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

一部改正 平成28年条例7号

(是正の申出)

第26条 何人も、自己情報の取扱いが第5条から第8条まで及び第9条第1項の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対して、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第12条第2項及び第4項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があつた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を当該是正の申出をした者に対して通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再審査の申出をすることができる。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の再審査の申出について準用する。

第4章 事業者等における個人情報の取扱い

(事業者の責務)

第27条 事業者は、その事業活動を行う際において、個人情報の保護の重要性を認

識し、個人情報の取扱いについては個人の権利利益を害することのないよう、その適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(出資法人の責務)

第28条 市が出資している法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づき実施機関が講ずる措置に準じて、個人情報の保護のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 雑則

(苦情の処理)

第29条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(費用の負担)

第30条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に要する手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第31条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 実施機関の管理に属する図書館、資料館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理する図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 法令等(村山市情報公開条例を除く。)に自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の定めがあるときは、この条例の規定は適用せず、当該法令等の定めるところによる。ただし、保有特定個人情報の開示にあつては、この限りでない。

3 法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第19条第1項又は第22条第1項の規定の適用については、当該保有個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報とみなす。

一部改正 平成21年条例3号・27年23号

(運用状況の公表)

第32条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の運用状況を取りまとめ、これを一般に公表しなければならない。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条の受託者等の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第13号イに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一部改正 平成17年条例33号

第35条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第37条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(村山市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 村山市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例(平成7年村山市条例第24号)は、廃止する。
(個人情報ファイルの登録に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報ファイルについては、第11条第2項中「個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「速やかに」とする。
(個人情報の収集、利用及び提供に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、利用及び提供については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
(村山市情報公開条例の一部改正)
- 5 村山市情報公開条例(昭和58年村山市条例第15号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(村山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 改正前の村山市情報公開条例第14条の規定により行われている村山市情報公開審査会の審査については、改正後の村山市情報公開条例の相当規定により行われているものとみなす。
- 7 改正前の村山市情報公開条例第15条第1項の規定により委嘱されている村山市情報公開審査会の委員については、改正後の村山市情報公開条例の相当規定により置く審査会及び審議会の委員に委嘱されたものとみなす。
(村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正)

- 8 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和32年村山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年12月16日条例第33号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(村山市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 村山市個人情報保護条例(平成17年村山市条例第3号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成19年3月23日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成18年11月24日から適用する。

附 則(平成21年3月26日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月18日条例第23号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第7号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月13日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第2号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日条例第21号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○村山市暴力団排除条例

(平成24年3月27日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、暴力団又は暴力団員等による不当な活動の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び暴力団又は暴力団員等の不当な活動による市民活動への不当な影響の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な活動を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団又は暴力団員等の不当な活動が市民の平穏な生活及び社会経済活動を著しく脅かしていることをすべての市民等が認識した上で、暴力団を利する行為をしないことを基本として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 市は、暴力団排除に関する施策の推進に当たり、山形県、市民等その他暴力団排除に関する取組を行う者と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に、相互の連携協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、暴力団員等による不当な要求に応じないよう努めるとともに、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、市又は警察その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。)に関し、暴力団を利することとならないよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができる。

(市への不当要求行為に対する措置)

第8条 市は、公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、市への不当要求行為に対する統一的な対応方針を定め、不当要求行為を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、暴力団排除が推進されるよう、暴力団排除の重要性について市民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(青少年に対する指導等)

第11条 市及び青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団又は暴力団員等の不当な活動による被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるものとする。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。